

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人ロートこどもみらい財団（以下「本財団」という。）の定款第17条、第32条並びに第40条第2項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

第2条（定義）

1. 前条の「役員等」とは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事
 - (2) 監事
 - (3) 評議員
2. 「報酬」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
3. 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。
4. 「常勤」とは、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。

第3条（報酬の支給）

1. 常勤理事には、職務遂行の対価として給与を支給することができる。常勤理事の給与は、勤務の態様等に応じて、別表「常勤理事の年間報酬額」に定める範囲内で、代表理事が評議員会の承認を得て決めるものとする。
2. 非常勤の役員等には、各年度の報酬等の総額が60万円の範囲内において報酬として支給することができる。
3. 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合には、別に定める基準により出席謝金を支給することができる。なお、出席謝金の支給は、報酬等の総額の範囲内で行うものとする。
4. 役員等に対して、当財団より講師及び原稿執筆等を委嘱した場合は、別表「講師及び原稿執筆等謝金」に定める金額を支給することができる。
5. 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとし、非常勤の役員等にあつては、必要の都度、支払うものとする。ただし、税金、保険料等、法令に定めがある場合については、報酬の一部を控除する。
6. 役員等の報酬や謝金は、辞退することができる。

第4条（費用）

役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第5条（出向常勤役員等の報酬）

所属会社から本財団へ出向を命じられている常勤役員の報酬は、本規程によらず、本財団と所属会社との協議した契約内容に基づくものとする。

第6条（公表）

本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第8条（補足）

この規程の施行に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

付則

この規程は、公益財団法人ロートこどもみらい財団設立の登記の日から施行する。

（別表）

常勤理事の年間報酬額：年間 800 万円以内

講師及び原稿執筆等謝金：1 回あたり 3 万円

理事会・評議員会出席謝金：1 回あたり 5 千円

2022 年 12 月 22 日一部改定

2025 年 12 月 5 日一部改定